

## 総株主通知等の請求・情報提供請求における正当な理由についての解釈指針

### 第一 振替株式

#### 一 総株主通知の請求

1 次に掲げる場合には、「正当な理由」（社債、株式等の振替に関する法律第151条第8項）があるものとして、発行者は、振替機関に対し、総株主通知の請求をすることができるものとする。

- (1) 発行者が、法令、上場規則、定款その他の規則（以下「法令等」という。）に基づき株主に対して通知をするために必要があるとき。
- (2) 発行者が、法令等に基づき、株主に関する情報を、公表し、又は官公署若しくは証券取引所（金融商品取引所）に提供するために必要があるとき。
- (3) 発行者が、株主に対し、株主優待制度の実施その他振替株式の株主共通の利益のためにする行為をしようとするとき。
- (4) 上場廃止、免許取消しその他発行者又は株主に損害をもたらすおそれがある事態が生ずるのを避けるために必要があるとき。
- (5) 定款又は定款の委任に基づき株式の取扱い等に関して定められる株式取扱規程において定められた事由が生じたとき。

2 前項にかかわらず、次に掲げる場合には、「正当な理由」は認められず、発行者は、総株主通知の請求をすることができない。

- (1) 人の生命、身体、財産を害する目的を有するとき。
- (2) 犯罪目的を有するとき。
- (3) 公序良俗に反するとき。
- (4) 第三者への漏えいを目的とするとき。
- (5) 株主に対する営業行為を行う目的であるとき。
- (6) 発行者の役職員の個人的目的その他発行者の事業と無関係の目的であ

るとき。

## 二 情報提供請求

1 次に掲げる場合には、「正当な理由」（社債、株式等の振替に関する法律第277条）があるものとして、発行者は、振替機関又は口座管理機関に対し、振替口座簿の当該発行者の株式が記録されている口座の情報の提供の請求をすることができるものとする。

(1) 加入者の同意があるとき。

(2) 株主と自称する者が株主であるかどうかを確認するために必要があるとき。

(3) 株主が株主権の行使要件を充たしているかどうかを確認するために必要があるとき。

(4) 発行者が、法令等に基づき、株主に関する情報を、公表し、又は官公署若しくは証券取引所（金融商品取引所）に提供するために必要があるとき。

(5) 上場廃止、免許取消しその他発行者又は株主に損害をもたらすおそれのある事態が生ずるのを避けるために必要があるとき。

(6) 定款又は定款の委任に基づき株式の取扱い等に関して定められる株式取扱規程において定められた事由が生じたとき。

2 一の2は、前項の請求をする場合について準用する。

## 第二 振替投資口及び協同組織金融機関の振替優先出資

振替株式に準ずるものとする。

## 第三 振替新株予約権及び振替新株予約権付社債

1 次に掲げる場合には、「正当な理由」（社債、株式等の振替に関する法律第186条第5項又は第218条第5項）があるものとして、発行者は、振替

機関に対し、総新株予約権者通知又は総新株予約権付社債権者通知の請求をすることができるものとする。

- (1) 発行者が、新株予約権者又は新株予約権付社債権者に対し、優待制度の実施その他振替新株予約権の新株予約権者又は振替新株予約権付社債の新株予約権付社債権者共通の利益のためにする行為をしようとするとき。
- (2) 新株予約権の目的である株式の上場廃止、免許取消しその他発行者、株主、新株予約権者又は新株予約権付社債権者に損害をもたらすおそれがある事態が生ずるのを避けるために必要があるとき。
- (3) 新株予約権又は新株予約権付社債の発行要項において定められた事由が生じたとき。

2 前項にかかわらず、次に掲げる場合には、「正当な理由」は認められず、発行者は、総新株予約権者通知又は総新株予約権付社債権者通知の請求をすることはできない。

- (1) 人の生命、身体、財産を害する目的を有するとき。
- (2) 犯罪目的を有するとき。
- (3) 公序良俗に反するとき。
- (4) 第三者への漏えいを目的とするとき。
- (5) 新株予約権者又は新株予約権付社債権者に対する営業行為を行う目的であるとき。
- (6) 発行者の役職員の個人的目的その他発行者の事業と無関係の目的であるとき。

以上